

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

公 示

日本聖公会第61（定期）総会を下記のように招集します。

救主降生2014年2月20日

日本聖公会 総会議長

主教 ナタナエル 植松 誠



記

日時： 2014年5月27日(火)午前11時00分より
5月29日(木)午後5時30分まで

場所： 日本聖公会センター（東京教区 牛込聖公会聖バルナバ教会）
〒162-0805 東京都新宿区矢来町65番地
電話：03-5228-3171（日本聖公会管区事務所）

2014年2月20日

日本聖公会総会聖職代議員

司祭 ヨハネ 井田 泉 殿

日本聖公会 総会議長

主教 ナタナエル 植松 誠



招 集 状

日本聖公会第61（定期）総会の開催を公示しましたが、主教議員および各教区聖職代議員・信徒代議員は、救主降生2014年5月27日（火）午前11時00分までに、受付をお済ませのうえ、会場（日本聖公会センター・東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会）に参集してください。

以上

総会要領

第61（定期）総会書記局

1. 代議員は、教区主教より「総会代議員資格証明書」を受けて、開会に先立ち書記長に提出してください。（総会細則第7条）
 - * 「総会代議員資格証明書」用紙は、招集状とともに教区主教宛お送りいたします。
 - * 補欠が代議員となったとき、または代議員に欠員が生じたときは、教区会議長はただちに管区事務所に届け出てください。
2. 提出の議案、報告および質問は、開会の60日前（3月28日）までに必着で管区事務所宛にご送付ください。

期限後に提出された議案については、下記の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

「…期限を過ぎて提出された議案については、議事運営委員が議案とするに相当と判断したときは、議長は、議場にはかり出席議員の3分の2以上の同意を得て議案とすることができる」（総会細則第14条）
3. 予算をともなう議案を提出するときは、提出者は、その議案に含まれる事項の実施に関し、必要とする経費を明らかにした文書を添えなければなりません。（総会細則第12条）
4. 議案、報告および質問は、印刷に付して開会20日前（5月7日）までに各議員に配布しなければなりませんので、上記原稿提出に際し、提出期限厳守にご協力くださるよう特に要望いたします。
5. 総会に関する詳細な案内等は、日程・報告・議案等の印刷物と一緒に送付いたします。

以上

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

日本聖公会 教会・伝道所・礼拝堂 御中

「神学校のために祈る主日」を迎えるにあたって

～5月11日・復活節第4主日～

主イエスの復活を喜び祝う期節を豊かにお過ごしのことと思います。

日本聖公会では、総会決議によって、いくつかの特定主日が定められ、その特定の働きのために祈り、信施をささげ、それを支える活動を継続しています。

来る5月11日の復活節第4主日は、「神学校のために祈る主日」です。聖公会神学院とウィリアムス神学館のために祈り、その働きのために当日の信施を献げます。どうぞ、そのことをお覚えください。

2014年度は、聖公会神学院では7名の方が、ウィリアムス神学館では8名の方が学びをされています。この両神学校の神学生の学びの上に、また、彼らを支える教授、スタッフの方々の働きの上に、神様の導きと祝福、励ましが与えられえますようにと祈りたいものです。そして、その業が全うされますようにと、私たちが支えていきたいものです。

主にあつて

2014年4月18日

日本聖公会管区事務所

総主事 司祭 相澤 牧人

送金要領: ①ゆうちょ銀行振替貯金:00120-0-78536 同封の郵便振替用紙をご利用ください。
②銀行振込:三菱東京UFJ銀行飯田橋支店(普)4515547
※ 名義はいずれも「ニッポンセイコウカイ」です。
※ 郵便振替の場合はその受領証をもって、銀行振込の場合はその振込控えをもって領収書に替えさせていただきます。別に受領書を必要とされる場合はお申し出ください。
※ 銀行振込またはゆうちょ銀行の電信振替をご利用の場合は、送金内容を管区事務所までお知らせください。

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2014年4月21日

日本聖公会 教会・伝道所・礼拝堂 御中

「憲法改正」に反対する声明文とポスター掲示のお願い

日本聖公会正義と平和委員会
憲法プロジェクト

主の平和

正義と平和委員会・憲法プロジェクトでは、今期もテーマを「9条」、「信教の自由」に絞り、共に学び、祈りたいと願っております。

自民党が「憲法改正」を言い続ける中、常に「憲法改正反対」の声をあげて行きたいと思えます。「わたしたちは「憲法改正」に反対します」という声明文を送付いたしますので、各教会、礼拝堂におかれましては、訪れるみなさんの目に留まる場所に、早速提示していただけますようお願い申し上げます。

また、昨年に引き続き今年も、憲法記念日(5月3日)を迎えるにあたり、ポスターを作成いたしました。ポスターの掲示もお願いいたします。ポスターにあるお祈りを、礼拝や集まりの折に、共にお捧げくださいますようお願い申し上げます。

このポスターが、憲法を思い起こし平和を祈るひとつのきっかけとなりますように。

わたしたちは「憲法改正」に反対します

日本国憲法は、近代日本の歩みが行き着いた破滅的な戦争の反省の上に作られた憲法です。恒久の平和を念願し、再び他国を侵略・戦争をしないという決意で作られました。前文では、そのことを高らかにうたっています。第9条で戦争の放棄と戦力の否認をうたい、国際平和を希求しています。

日本国憲法は、わたしたちの基本的人権が侵害されないように、国の大きな力をしぼるものです。第11条で基本的人権の享有と性質をうたい、第97条で再度基本的人権をうたっています。第98条で憲法が国の最高法規であること、つまり法が国を支配することを明確にしており、第99条では天皇と公務員に憲法尊重擁護の義務を課しています。憲法は、国家権力から国民の権利・自由を守るために制定されているのだから、権力側はこれを尊重し、擁護しなければならない、そのことを明らかにしています。そして、安易に憲法を「改正」することができないように、第96条で、通常法律より憲法改正の議決要件を厳しく規定しています。日本国憲法が誕生以来、この間ずっと日本国憲法は守られてきました。

わたしたち日本聖公会は、1996年日本聖公会第49(定期)総会において、「日本聖公会の戦争責任に関する宣言」を決議しました。また、2004年日本聖公会第55(定期)総会において、戦争の反省と尊い犠牲の上に作られた日本国憲法、ことに「憲法第9条の改憲に反対する」ことを決議しました。日本が加害者にも被害者にもならないために、日本国憲法第9条を守ること、改憲に反対することは、キリスト教会としての責任です。

この立場から、わたしたち日本聖公会は「憲法改正」には反対します。

以上

2014年5月3日

日本聖公会正義と平和委員会
委員長 主教 洪澤 一郎
同委員会憲法プロジェクト

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

教会・伝道所・礼拝堂 御中

主の平和

主のみ業の実現のためにと日々をお過ごしのことと思います。

さて今、沖縄教区では全教会で「10万枚葉書キャンペーン 希望の葉書を オバマ大統領へ」という行動に取り組んでおられます。これは、オバマ大統領に沖縄県の民意を伝える葉書キャンペーンです。沖縄の各派宗教団体、平和団体、ライオンズクラブ地域自治会、教育機関など、幅広いところが取り組んでいます。

そこで、この行動を起こしている沖縄県民に連帯して、オバマ大統領に葉書を送っていただくようご協力をお願いしたい、との依頼が沖縄教区より寄せられました。「沖縄葉書キャンペーンと連帯する日本国民」という行動です。その葉書をお送りいたしますので、お読みくださり、このキャンペーンにご協力いただければと思います。また、教会の皆様へのご案内をよろしくお願いいたします。

主にあつて

2014年4月18日

管区事務所 総主事

司祭 相沢牧人

沖縄の民意を伝えよう オール沖縄 2014年10万枚葉書キャンペーン 希望の葉書をオバマ大統領へ

葉書キャンペーンの趣旨

葉書キャンペーンという アメリカのやり方で平和な沖縄の将来をつかみましよう！
米国では法案や政策案などに対して市民から賛同/反対の電話や手紙、e-mailなどが何通あったかを必ず聞きます。そして「反対が多かった」「賛成が多かった」などを発表します。沖縄の問題はどうでしょうか？ いくら地元の沖縄で集会や新聞の社説などがあっても一時的なニュースで終わりがちです。沖縄の民意の声は大統領をはじめ米国民に届かないのが現状です。このような現状を解決するには沖縄の声を直接に伝える以外に良い方法はありません。オバマ大統領自身が進めている HOPE の気持ちを沖縄の声に乗せてアメリカのやり方で伝えましよう。
そこで、今年3月3日から5月中旬まで、また第2弾のオバマ大統領への10万枚葉書キャンペーンを実施することにしました。多くの県民のご参加を期待します。前にも参加した方も今回もぜひ参加してください。

これこそ小さな市民の大きな力です！

平和な沖縄を望む市民の会
共同代表 高良 鉄 美
ラサール・パーソンズ

葉書投函のやり方

- ① 各団体、自治会、サークルなどが、下記の葉書キャンペーン事務局か沖縄人権協会に連絡すれば準備された葉書を何枚でも無料でお渡しします。一人一人が葉書に署名して、切手を貼らないで、各グループの世話係に渡してください。係りは葉書をまとめて、郵便局の特殊の封筒で 航空便で直接に大統領へ送ります。
 - ② 都合よって、グループで投函できない場合、下記のどちらかにまとめた葉書をお送り下さい。
 - a) 〒900-0020 那覇市樋川 1-16-38 沖縄人権協会
葉書キャンペーン係 行
 - b) 〒901-0152 那覇市字小禄 1 葉書キャンペーン事務局
ラサール・パーソンズ 行郵便局の特殊の封筒で航空便で 直接に大統領へ送ります。
- ☎ 個人でも、70円切手を貼って投函ができます。

問い合わせ：

沖縄人権協会 ☎ 098-854-3381
葉書キャンペーン事務局 ☎ 070-5812-4594 (ラサール)